

福岡県公報

令和7年2月25日
第574号

目次

告示(第112号-第123号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた助産師の廃止 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更 (保護・援護課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 5

公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (行政経営企画課) 5
- 落札者等の公示 (教育庁社会教育課) 5
- 意見募集の結果の公示 (県営住宅課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

雑 報

- 有料道路に関する工事の一部完了 (道路建設課) 7
- 北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更 (道路建設課) 7
- 北九州高速道路の料金について理事長の定める方法 (道路建設課) 11
- 有料道路自動料金収受システムを使用する料金の徴収 (道路建設課) 11

告 示

福岡県告示第112号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	小郡市吹上1007番1先から 小郡市干潟1290番4先まで

福岡県告示第113号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
古生66	ばばこどもクリニック	古賀市美明三丁目1番1号	R7・2・1
八女生146	辺春診療所	八女市立花町上辺春1080番地	R7・1・1
筑生118	牛島医院	筑後市大字一条1242	R6・3・1
小生123	松尾医院	小郡市小坂井279	R7・1・1
豊生87	みぞぐち泌尿器科クリニック	豊前市大字恒富40番地1	R7・1・1
粕生歯90	APささぐりポート歯科	糟屋郡篠栗町和田一丁目8-1	R7・2・1
飯生歯179	みかも歯科医院	飯塚市有井334番地12	R7・1・1
粕生薬204	ウエルシアプラス薬局新宮杜の宮店	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-6	R7・2・1
古生薬38	すず薬局	古賀市美明三丁目1-2	R7・2・1
春生訪22	訪問看護ステーションさんらいと南福岡	春日市宝町三丁目5-7 スプリングヒルズ宝1階	R7・1・1
糸島地生訪14	みなかぜ訪問看護ステーション	糸島市篠原西一丁目14番1号	R7・1・1
糸島地生訪15	訪問看護ステーション えむ	糸島市前原駅南一丁目6番5号 キャメロット前原駅南201号室	R7・1・1

福岡県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生91	かなえ整形外科	大野城市大城二丁目1-32	R6・12・28
福地生155	ほんほう皮ふ科クリニック	那珂川市道善二丁目50	R6・12・28
八女生134	社会医療法人天神会辺春診療所	八女市立花町上辺春1080番地	R6・12・31
八女生92	医療法人 平野眼科医院	八女市本町2-17	R6・12・30
筑生106	牛島医院	筑後市大字一条1242	R6・2・29
小生77	松尾医院	小郡市小坂井279	R6・12・31
宮生5	吉原循環器科内科	宮若市竹原299-1	R6・12・31
豊生81	みぞぐち泌尿器科クリニック	豊前市大字恒富40-1	R6・12・31
北生歯94	辻歯科医院	糟屋郡須恵町大字植木式手571-1	R7・1・6
像生歯49	やの歯科医院	宗像市須恵四丁目8-1	R6・12・20
飯生歯131	みかも歯科医院	飯塚市有井334-12	R6・12・31
田生歯72	山田歯科医院	田川市上本町4-1	R6・11・30
中生歯36	藤井歯科医院	中間市鍋山町13-7	R6・11・30
行生歯70	医療法人恵祐会ハートフル歯科クリニック	行橋市大橋三丁目1-28	R6・12・31
筑紫生薬72	あけぼの薬局 朝倉街道店	筑紫野市針摺西二丁目8-20	R6・12・16

福岡県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳生薬63	アスノ薬局	オトノハ薬局 みつはし店	柳川市三橋町下百町209-4	R7・1・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生訪6	訪問看護ステーション しらゆり	福津市中央一丁目19番7号 204号	福津市宮司浜二丁目35番11号	R6・1・1
大野生訪13	訪問看護ステーション おおのじょう	大野城市御笠川一丁目5-2	大野城市御笠川一丁目3番6号4号室 オフィスパレア御笠川12 2階(4号室)	R6・11・1

福岡県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
筑紫生81	大森医院	筑紫野市美しが丘北三丁目11-4	R6・11・1

福岡県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成

6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	再開年月日
北生菌134	七熊菌科医院	糟屋郡久山町大字久原2610	R6・2・2

福岡県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた助産師から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
宗遠生助3	高橋 愛子（学校法人福岡保健学院 みずまき助産院 ひだまりの家）	遠賀郡水巻町立屋敷一丁目14-50	R6・12・31

福岡県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3

(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
粕生柔232	大野 陽司 (きらく整骨院)	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目2-1 ユーアイショップ103	R7・1・6
宗遠生柔63	宮田 夕輝 (はなまる整骨院)	遠賀郡岡垣町大字黒山338-1	R6・9・1
宗遠生柔64	黒石 大空飛 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
宗遠生柔65	加藤 雅樹 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
宗遠生柔66	高尾 成龍 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
宗遠生柔67	番屋 圭悟 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
宗遠生柔68	河村 大輔 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
宗遠生柔69	今坂 智和 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・8
大川生はき10	鮫島 悠乃	大川市大字下木佐木1172-1 バウクロツツII 103	R6・12・26
小生はき18	中村 元哉	小郡市大板井604-4	R7・2・1

福岡県告示第120号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてそ

の例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
中生マ8	住田 明子 (鍼灸訪問治療赤ざる)	中間市東中間一丁目3-7	R6・12・31
宗遠生柔54	池尾 正樹 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R7・1・1
宗遠生柔55	中村 広河 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R6・3・1
中生はき10	住田 明子 (鍼灸訪問治療赤ざる)	中間市東中間一丁目3-7	R6・12・31

福岡県告示第121号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名(名称)の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
宗遠生柔42	伊東 宗 (ひろまつ整骨院 遠賀院) 遠賀郡遠賀町松の本七丁目1-24	伊東 宗 (ひろまつ整骨院) 遠賀郡遠賀町松の本七丁目1-24	R7・1・1

福岡県告示第122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	中 八 畑 屋 線	前	豊前市大字八屋228番1先から 豊前市大字八屋377番5先まで	4.8 ～ 16.9	588.1
			前	豊前市大字八屋228番1先から 豊前市大字八屋356番1先まで	10.8 ～ 42.0	528.5
			後	豊前市大字八屋228番1先から 豊前市大字八屋377番5先まで	4.8 ～ 16.9	588.1
			後	豊前市大字八屋228番1先から 豊前市大字八屋356番1先まで	10.8 ～ 42.0	528.5

福岡県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年2月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	中 八 畑 屋 線	豊前市大字八屋247番1先から 豊前市大字八屋356番1先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年福岡県規則第9号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 意見を募集しなかった理由
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
令和7年2月25日

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る物品等の名称及び数量
「ルーレット（ターゲット）」菊畑茂久馬 1点
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部社会教育課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約を決定した日
令和6年12月23日
- 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社みぞえ画廊 代表取締役 溝江 昭男
- (2) 住所
福岡市中央区地行浜1-2-5
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
50,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)に該当

公告

福岡県営住宅条例に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準（案）について、令和6年11月12日から令和6年12月11日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和7年2月7日に設定しました。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

建築都市部県営住宅課管理係

電話：092-643-3739

メールアドレス：kenjutaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

朝倉筑前都市計画用途地域の変更（令和7年2月3日 朝倉市告示第29号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

朝倉筑前都市計画地区計画の決定（令和7年2月3日 朝倉市告示第30号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により朝倉市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

朝倉筑前都市計画地区計画の決定（令和7年2月3日 朝倉市告示第31号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市井原字カネツキ2184番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市波多江駅北一丁目9番20-1008号
仁科 裕美

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年2月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
(第二工区) 太宰府市坂本三丁目55番1、55番4、55番5、56番2、61番1から61番6まで、62番15、62番17から62番19まで、175番60から175番167まで、1029番2から1029番7まで、1033番1、1033番3から1033番6まで及び1034番2から1034番12まで並びに大字坂本1032番1から1032番7まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5-7
西日本鉄道株式会社
代表取締役 林田 浩一

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

- 路線名
北九州市道 北九州高速5号線
- 工事の一部が完了する区間
北九州市戸畑区牧山海岸から北九州市八幡東区東田五丁目まで
- 工事の種類
新設工事
- 工事完了の日

令和7年2月28日

福岡北九州高速道路公社公告第2号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
北九州市道 北九州高速1号線	北九州市小倉南区横代北町二丁目から 同市小倉北区下津一丁目まで
北九州市道 北九州高速1号長野横代北町線	北九州市小倉南区長野二丁目から 同区横代北町二丁目まで
北九州市道 北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町から 同市戸畑区大字戸畑まで
北九州市道 北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目から 同区東港一丁目まで
北九州市道 北九州高速4号線	北九州市門司区春日町から 同市八幡西区茶屋の原二丁目まで
北九州市道 北九州高速5号線	北九州市戸畑区牧山海岸から 同市八幡東区神山町まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき以下のとおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 952.38円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 476.19円

(2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被け

けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

(3) 北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を引き続き利用するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号（以下「省令」という。））第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）が福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(5) 通行止めに伴う乗り継ぎ措置

北九州高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により福岡北九州高速道路公社が退出を指定した出口から退出した場合、退出前と退出後の通行をあわせて1回の通行とみなす。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	10%
	22:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%
	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(2) 北九州高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下(2)において同じ。）を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① ポイントの付与

1枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1か月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
1回の通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

② ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表又は②に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 北九州高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

① 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用

する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

② 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から①に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の額の39%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1円単位の端数処理を行うものとする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は福岡北九州高速道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cカードと車載器をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、福岡北

九州高速道路公社が別に定めるものについては、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処理を行うものとする。

- (6) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

北九州高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

- (7) 北九州高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

公社は、償還に支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

ア 割引をする自動車

割引を適用する自動車は、E T C車とする。

イ 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

エ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

(8) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、マイレージ割引は障害者割引を適用後に割引を適用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

	曜日別		○・・・適用あり
マイレージ	○	マイレージ	×・・・適用なし
コーポレート	○	×	コーポレート

(注) 「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」をそれぞれ指すものとする。

② 重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	ETC曜日別時間帯割引
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日(昭和55年10月)から72年11か月間〔各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日(平成5年10月

〕から59年12か月間。〕とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、北九州市道北九州高速5号線のうち北九州市八幡東区東田五丁目から同市戸畑区牧山海岸までの区間を供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第3号

令和7年2月25日付福岡北九州高速道路公社公告第2号(以下「公告」という。)2の料金の額の理事長の定める方法について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

なお、令和4年3月29日付公告第2号は廃止する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜安和秀

公告2(3)の理事長の定める方法は、北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を60分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。

福岡北九州高速道路公社公告第4号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。)第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」という。)を使用して道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」という。)第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日

本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたE T Cカードをいう。)及びE T Cパーソナルカード(E T Cシステム利用規程第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたE T Cカードをいう。)を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

令和7年2月25日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

- 1 E T Cシステムを新たに使用する料金所名
北九州高速道路 枝光北料金所、牧山料金所
- 2 E T Cシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
令和7年3月1日 午後3時
- 3 E T Cシステム利用規程
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程による。